

# 貨物軽自動車運送事業者に対する今後の安全対策

---

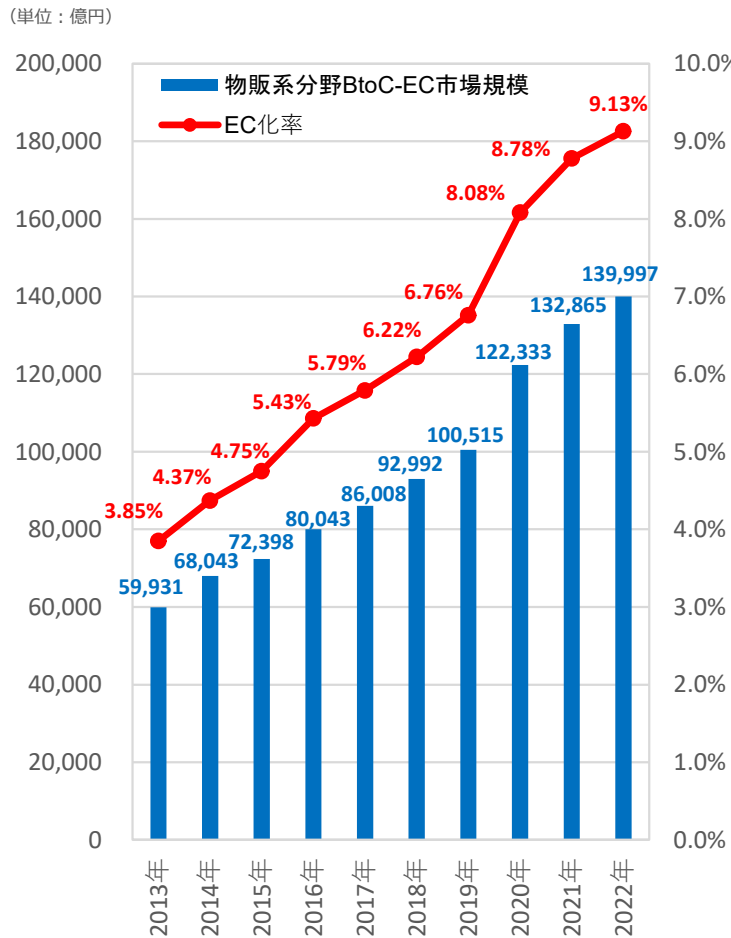
令和5年12月26日

国土交通省 物流・自動車局

安全政策課

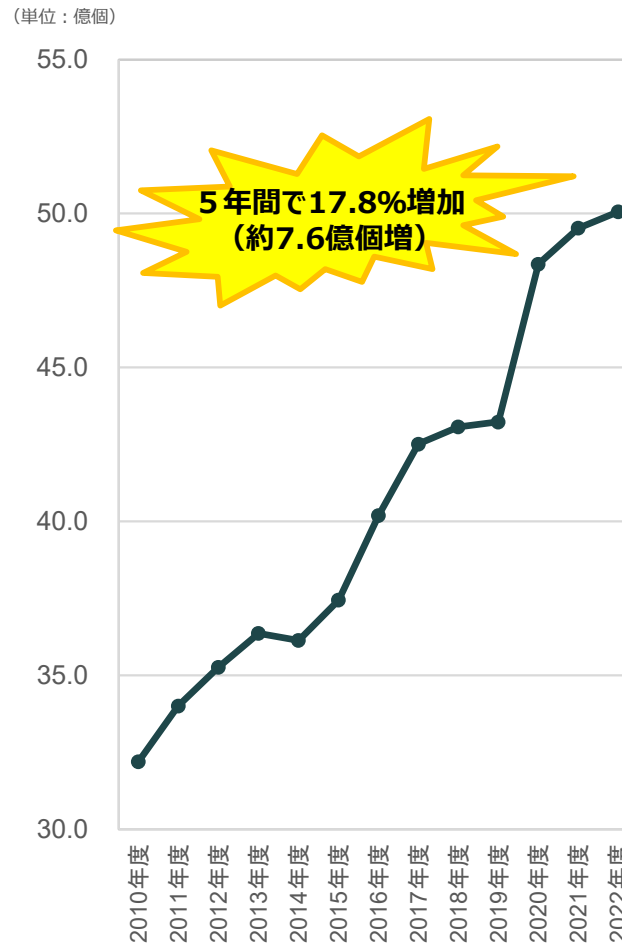
- EC市場の拡大に伴い、宅配便取扱個数も急増（直近5年間で17.8%増加）。
- 他方、宅配便の不在再配達が全体の約11～12%程度発生。

## EC市場規模の推移



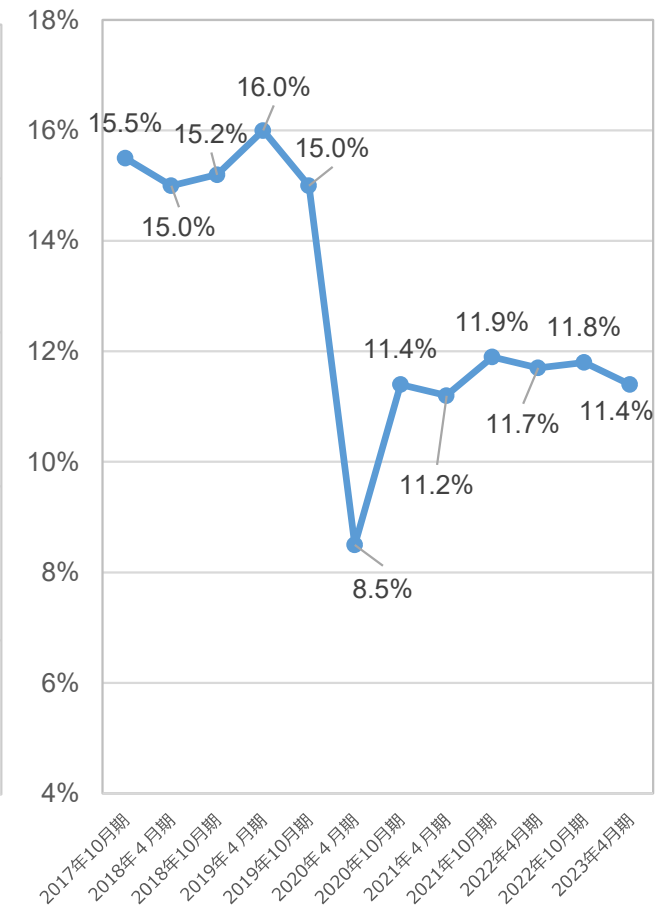
(出典) 経済産業省「電子商取引実態調査」  
 注：EC化率 = 物販系分野における電子商取引市場規模（推計値）  
 / 物販系分野における商取引市場規模（推計値）

## 宅配便取扱実績の推移



(出典) 国土交通省「宅配便等取扱個数の調査」  
 注：2007年度より、ゆうパックの実績を調査対象に追加。  
 2016年度より、ゆうパケットの実績を調査対象に追加

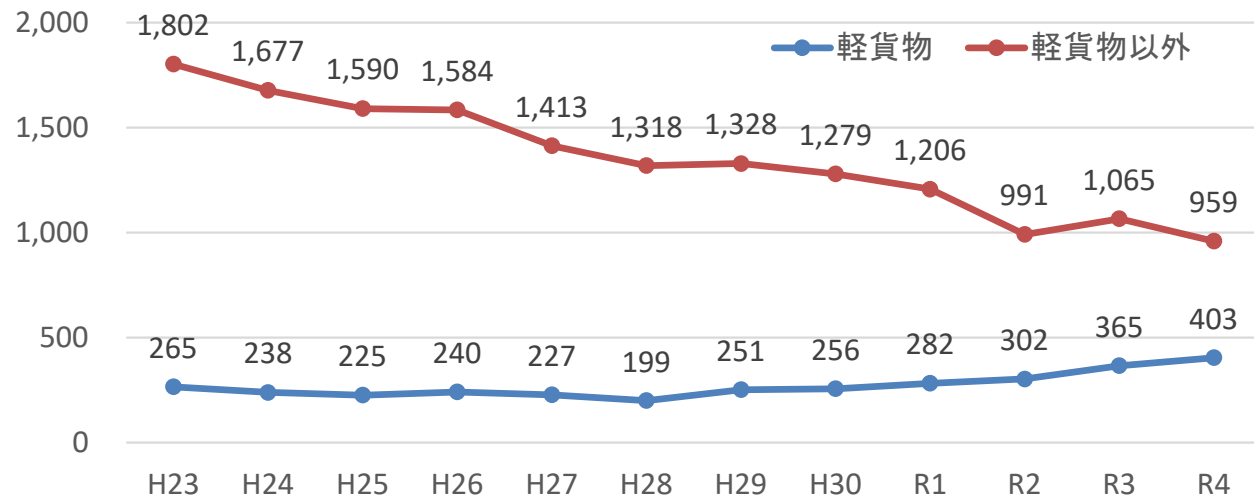
## 再配達率の推移



(出典) 国土交通省「宅配便再配達実態調査」  
 (2017年10月期-2023年4月期)

○ 事業用貨物自動車のうち、軽貨物の死亡・重傷事故件数は平成28年以降増加傾向である一方、軽貨物以外は減少傾向。

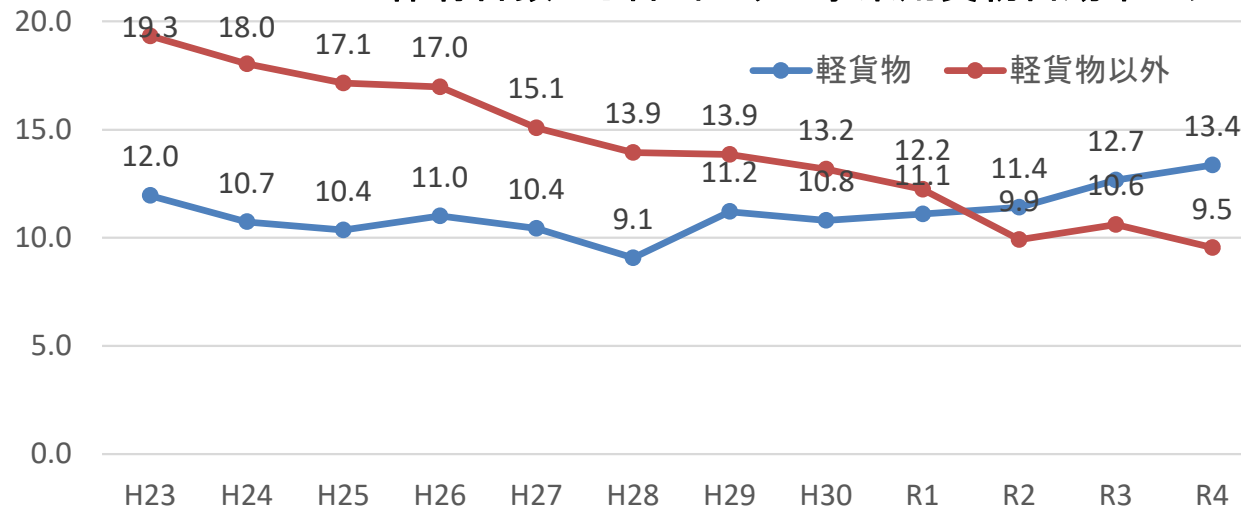
## 事業用貨物自動車の死亡・重傷事故件数の推移



	平成28年	令和4年	平成28年→ 令和4年
軽貨物	199	403	102.5%増
軽貨物以外	1,318	959	27.2%減

出典：(公財)交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」

## 保有台数1万台当たりの事業用貨物自動車の死亡・重傷事故件数の推移

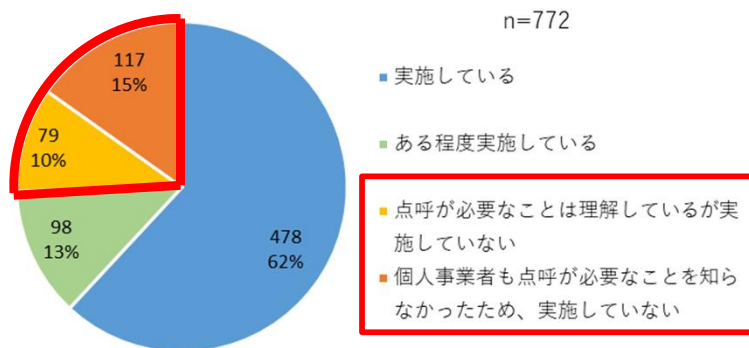


	平成28年	令和4年	平成28年→ 令和4年
軽貨物	9.1	13.4	47.4%増
軽貨物以外	13.9	9.5	31.5%減

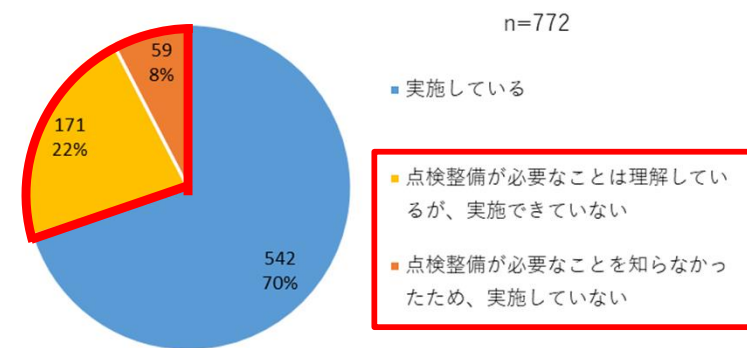
出典：(公財)交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」  
(一財)自動車検査登録情報協会「自動車保有台数」

- 令和5年3月から1か月程度、首都圏、近畿圏の貨物軽自動車運送事業者（10,000者）の中から、個人事業主を無作為に抽出し、WEBアンケートによりを実施。2割弱は、住所不明などにより不達で、有効回答数は772者。
- **運行管理（酒気帯びの確認を含めた点呼の実施等）**の実施状況は、「実施している」「ある程度実施している」が75%を占める一方、「実施していない」も25%認められる。
- **日常点検および12ヶ月ごとの定期点検**の実施状況は、「実施している」が70%となる中、「実施できていない」「実施していない」も30%程度認められる。
- **拘束時間、休憩時間等の遵守状況**は、「遵守している」「ある程度遵守している」で61%を占めるものの、「基準は理解しているが、遵守していない」が25%、「基準を知らなかったため、遵守していない」も14%認められる。

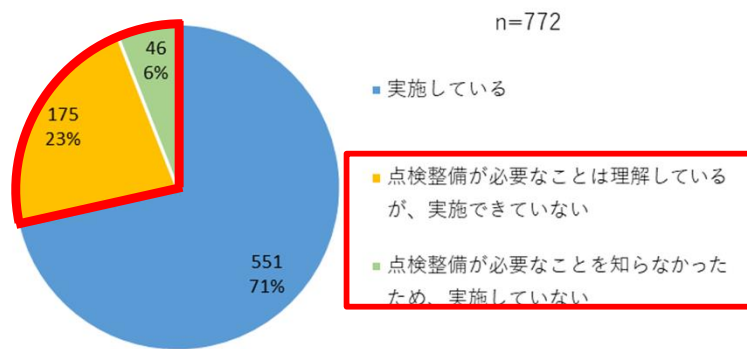
### 運行管理（酒気帯びの確認を含めた点呼等）の実施



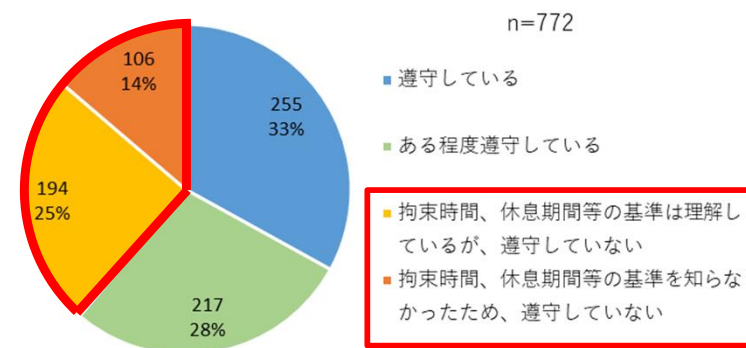
### 日常点検の実施



### 12ヶ月ごとの定期点検の実施

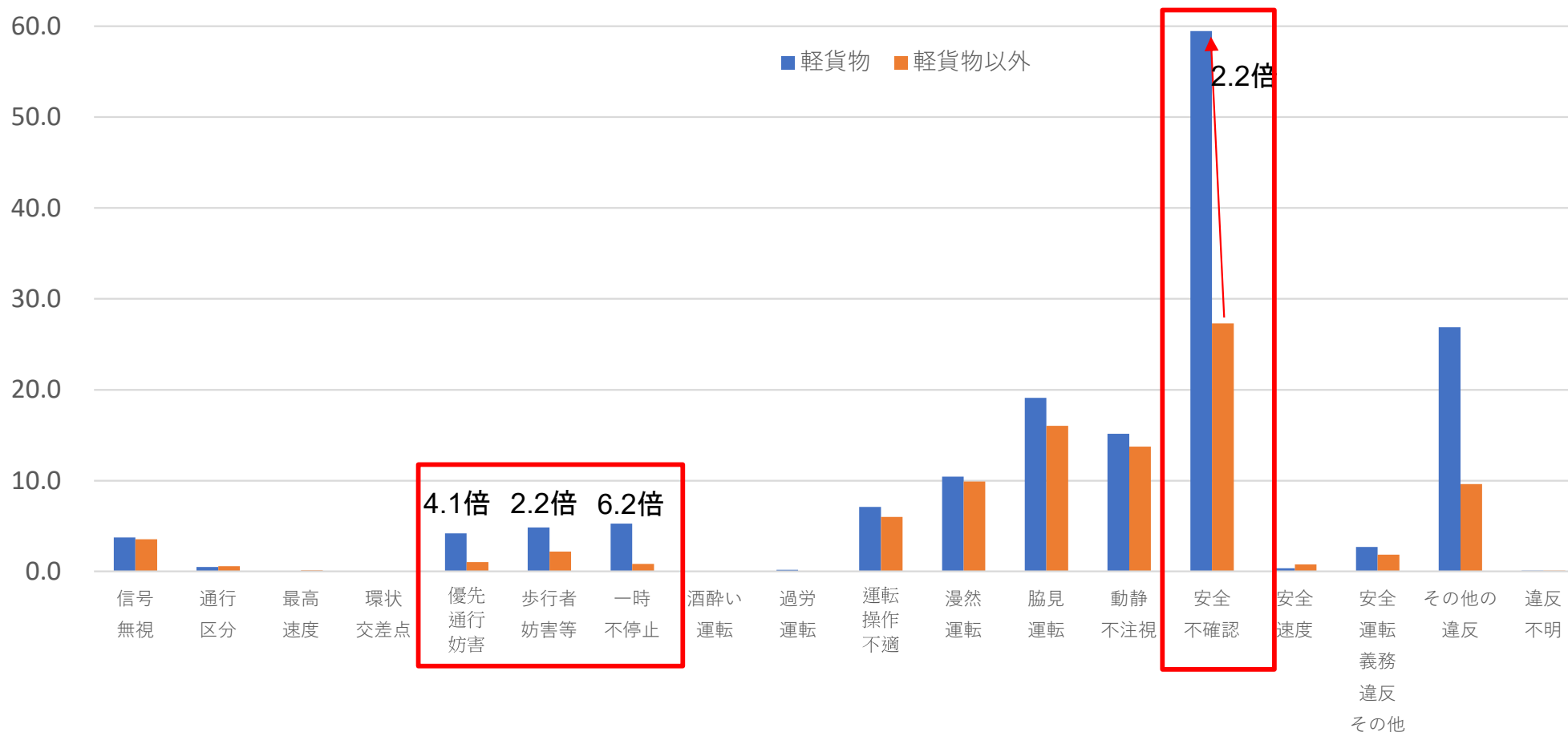


### 拘束時間、休憩期間等の遵守



- 事業用貨物自動車のうち、軽貨物保有台数1万台当たりの法令別違反件数を見ると安全不確認※が最も多く、軽貨物以外の約2.2倍。
- 加えて、軽貨物は軽貨物以外と比較して、「優先通行妨害」、「歩行者妨害等」、「一時不停止」といった法令違反が多いことが特徴。

※ 前方、後方、左右の安全確認が不十分であった事故。

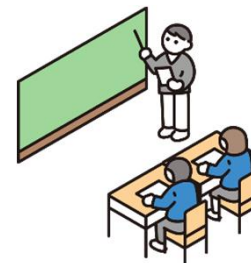


## 貨物軽自動車安全管理者(仮称)の選任と講習の受講の義務付け

営業所ごとに「貨物軽自動車安全管理者(仮称)」を選任し、以下2つの講習受講を義務付ける※。

※ バイク便事業者を除く

- 管理者講習(仮称)  
管理者の選任にあたり受講
- 管理者定期講習(仮称)  
2年ごとに受講



## 国土交通大臣への事故報告の義務付け

死傷者を生じた事故等、一定規模以上の事故について、運輸支局及び運輸局を通じて国土交通大臣への報告を義務付ける。

一般貨物事業者等に対して義務付けている事項の準用(事故の報告の対象など詳細については今後検討)

## 国土交通大臣による輸送の安全情報の公表

事業者に対して発出した輸送の確保命令や行政処分等の情報を国土交通省HPにて公表する。

一般貨物事業者等に対して実施している事項の準用



## 運転者への適性診断の受診を義務付け

一般貨物等の運転者に義務付けている適性診断を軽貨物の運転者にも義務付ける※。  
一般貨物事業者等に対して義務付けている事項の準用。現在適性診断を実施している認定機関は全国で約130。

※ バイク便事業者を除く

- 初任診断（業務開始にあたり受診）
- 適齢診断（65歳以上の運転者が3年ごとに受診）
- 特定診断（事故を起こした場合に受診）



独立行政法人自動車事故対策機構 ホームページより

## 業務記録及び事故記録の保存義務付け

- 毎日の業務開始・終了地点や業務に従事した距離等を記録した業務記録を作成し、1年間の保存を義務付ける。
- 事故が発生した場合、その概要や原因、再発防止対策を記録し、3年間の保存を義務付ける。

一般貨物事業者等に対して義務付けている事項の準用

## スケジュール

次期通常国会への法案提出も含め検討中。

## 貨物軽自動車運送事業と一般貨物自動車運送事業の制度の主な比較

		貨物軽自動車運送事業	(参考)一般貨物自動車運送事業
事業の開始		届出制	許可制
運行管理	運行管理者の選任	義務なし ※	義務あり
	事故の報告	義務なし ※	義務あり
	運行記録計による記録	義務なし	義務あり <small>※総重量7tまたは最大積載量4t以上の車両</small>
	乗務等の記録	義務なし ※	義務あり
	適性診断の受診、初任運転者等に対する特別な指導	義務なし ※	義務あり
	点呼	義務あり	
	従業員に対する指導及び監督	義務あり	
	運転者が遵守すべき事項	酒気を帯びて乗務しないこと等遵守義務あり	
	運転者の勤務時間等の遵守	義務あり	
	異常気象時等における措置	義務あり	
点検整備	義務あり		
監査	監査対象		

※ 新たな安全対策として検討中の事項

軽貨物事業者向けの指導・監督マニュアルについては、軽貨物事業者が実施すべきことが分かる簡易マニュアルを年度内に公表予定。



## 【ご意見を頂きたい事項】

- 個人事業主が大半を占める貨物軽自動車運送事業者に対して、どのような周知方法が効果的か。
- 現在各社が自主的に実施している安全対策について、横展開可能な優良事例はどのようなものがあるか。

## 【お願いしたい事項】

- 今後の安全対策の強化に先立ち、貨物軽自動車運送事業者に対して自主的な安全対策を促す取組。